

○入学前既修得単位の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、國學院大學学則第52条の2の規定に基づき、新たに本学の第1学年に入学した学生の既修得単位の認定について定めるものとする。

(認定基準)

第2条 学生が本学入学以前に修得した単位の認定は、別に定める認定基準にしたがう。

(認定科目及び単位数)

第3条 授業科目及び単位数の認定は、当該学部学科に設置する授業科目及び単位数に相当するものについて行う。

2 いったん科目及び単位の認定を行った後の科目の追加又は変更は、認めない。

(認定の方法)

第4条 共通教育科目及び専門教育科目の認定については、原則として授業科目ごとに認定する。

(認定手続き)

第5条 単位の認定は、学生からの申請に基づき、共通教育科目及び教職・資格課程科目については教務部委員会で、専門教育科目については学部教務委員会及び学部教授会で行う。

2 申請に当たっては、以下の各号の書類を教務課窓口提出しなければならない。

(1) 申請書 (本学所定)

(2) 履歴書

(3) 成績証明書

(4) 退学 (卒業) 証明書

(5) 申請科目の属する履修要綱 (カリキュラム表等)

(6) 申請科目の単位修得年度のシラバス (講義概要)

(適用年度)

第6条 この単位の認定は、平成14年度入学生から適用する。

(申請期間)

第7条 この単位の認定申請期間は、入学式翌日から前期授業開始日までとする。ただし、この申請は、入学した年度に限る。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、教務部委員会及び全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。